

●**法第43条1項建築許可(令第36条第1項第3号ハ:市条例第4条第3号)** (鴻巣市)
1ヘクタール未満の墓地又は運動・レジャー施設の管理に必要な建築物 H31.4.1

- | | | | |
|----|---|--|--|
| 1 | ◎ | 43条建築許可申請書(別記様式第九) | |
| 2 | ◎ | 委任状 | |
| 3 | ◎ | 理由書 | ・土地利用計画、計画理由等を明示(審査基準に適合していることを明示) |
| 4 | ◎ | 土地登記事項証明書 | ・申請時以前6か月以内のもの |
| 5 | ○ | 土地権利者の同意書 | |
| 6 | ○ | 土地権利者の印鑑証明書 | ・土地権利者の同意書作成時のもの |
| 7 | ◎ | 墓地等を現在管理運営していることが確認できる書面(許可書・法人登記事項証明書等) | |
| 8 | ◎ | 他法令の許認可等の見込みのあることが確認できる書面 | |
| 9 | ◎ | 事業計画書 | 事業計画が審査基準に適合していること |
| 10 | ◎ | 位置図(都市計画図) | 縮尺50,000分の1以上 |
| 11 | ◎ | 案内図 | 縮尺2,500分の1以上 |
| 12 | ◎ | 公図写し | 縮尺600分の1以上 |
| 13 | ◎ | 現況写真 | 申請地の状況を2方向以上
撮影位置及び撮影方向を現況図に明示
申請時以前3ヶ月以内に撮影したもの(撮影年月日記入) |
| 14 | ◎ | 現況図 | 縮尺500分の1以上 |
| 15 | ◎ | 建築物の配置図 | 縮尺100分の1以上 |
| 16 | ◎ | 求積図 | 縮尺500分の1以上 座標法または数値三斜法 |
| 17 | ◎ | 雨水・汚水排水施設計画平面図 | 縮尺500分の1以上 |
| 18 | ◎ | 雨水・汚水排水施設構造図(雨水樹・汚水樹等) | 縮尺50分の1以上 |
| 19 | ◎ | 雨水流出抑制計算書 | 開発区域面積が500㎡以上の場合
単位設計処理量の根拠となる書類を添付 |
| 20 | ◎ | 給水施設計画平面図 | 縮尺500分の1以上 |
| 21 | ◎ | 道路占用許可書・施工承認書・公共物使用許可書・公共下水区域外流入許可書等の写し
農業集落排水の場合は分担金決定通知書の写し | |
| 22 | ◎ | その他市長が必要と認める書類 | 下記の書類で、必要と認める場合に添付する。
・汚水流量計算書
・隣接地の土地登記事項証明書
・隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書
・その他の書類() |

◎:添付が必要な書類 ○:添付が望ましい書類

審査基準

- 1 建築を行う者
 建築を行う者は、次のいずれかの者であること。
 (1) 1ヘクタール未満の墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地に限る。)又は1ヘクタール未満の運動・レジャー施設である工作物(以下「墓地等」という。)を設置し、管理運営している者
 (2) 墓地等の設置について必要な他法令の許認可等が得られる見込みがあり、当該墓地等を管理運営する予定の者
- 2 建築物の用途
 建築物の用途は、事務室、休憩室、物置又は便所(以下これらの施設を「管理施設」という。)であること。
- 3 建築敷地
 管理施設を建築する敷地は、墓地等の区域内であること。
- 4 建築物の規模
 管理施設の延べ床面積は、100平方メートル以内であって、墓地等を管理するために必要最小限の規模とする。
 ・技術基準等: 都市計画法施行令第36条